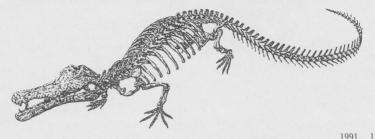
# 西宣市立鄉土資料館二7-



NISHINOMIYA

1991. 1. 1

## 「十曜てんじ室」について

西川 卓 志

本館では、年間4000人をこえる児童生徒が 観覧に訪れる。これらは市内小学校3年生の 生徒たちが中心で、授業の一環として、引率 の先生がたとともに来館する。館では、展示 の解説にあたる担当者を1名と展示解説用ビ デオを配置するとともに、児童生徒全員に常 設展示解説下敷を配布している。各学校の協 力を得て、毎年多くの児童生徒の観覧に供し ている。このように児童生徒の観覧者数が増 加するにつれ、古くて新しい問題が顕在化し た。義務教育を終えた人たち向けに作成され た解説が、小学校低学年の児童生徒には難解 である、という問題である。

博物館等の施設における展示解説手法の躍 進(?)は著しく、視聴覚機器や精密なジオ ラマを多用した展示はいっけん解りやすく なったかに見える。しかし、現在でも展示資 料の解説の主要部分は、文字情報が担い、そ れを若干数のグラフィック・パネルが補うと いうスタイルは普遍的である。とくに、歴史 系博物館においては、「展示」という手法そ のものが、脈絡の上に実物資料を乗せ、全体 として知識化するという手法がとられるた め、脈絡そのものへの感心が乏しい観覧者、 とくに小学校低学年の観覧者にとっては、こ のうえもなく退屈なものとなる。そこで、そ

の解説にあたる指導主事が企画し、学芸員と 協議し考案されたのが「土曜てんじ室」である。

常設展示室の資料をケースから取り出し、 観覧者 (特に小学校低学年) の目前で学芸員 が解説し、時には実際に触れさせる。この触 感により臨場感を増幅し、あわせて極めて簡 潔な解説を挿入する。ことにあたっては、講 義室を確保するものの数十人が一座するとい う講義形式をとらず、三々五々訪れる観覧者 に短時間で対応する。この点で、いわゆる「体 験学習講座」とは異なり、徹底的に脈絡重視 という態度を退け、たんに展示解説の立体化 のみをねらう。これを実施するにあたっては、 ①自主参加とする、②常設展示資料のより実 質的な理解を意図するもので、「土曜てんじ 室」用にあらたに資料を調達することをしな い、③饒舌な解説を避け、実物資料に直接接し た時の感覚を最優先する、などを基本とした。

今年度は、「土器や石器をさわってみよう」、 「石臼をまわしたら」、「むかしの農具を使っ てみよう」、「むかしのあかり」を実施した。 今後、よりよい小学校低学年向きの解説方法 として定着するか否か現在では即断できない が、各教室に掲示をお願いしている「郷土資料 館だより」の定着とともに、参加者がしだいに 増加している。 (にしかわ たくし 本館学芸員)

# 西宮市における古文書の現状と課題

## 大 崎 正 雄

#### 1. はじめに

現在市域内でその所在が判明している古文書は、北部地域を除いても、寺社4カ所、旧村有6カ所、個人所蔵は30軒を上回っている。それに旧西宮町役場、旧村役場引継文書を加えれば、その点数は膨大な数に上る。その保存と利用に関する業務は市史編集事業終了後、業務を引き継いで来た行政課資料係(名称は何度も変更)によって行われてきた。本年4月古文書の収集整備を命ぜられ、教育文化センターにおいてその業務を担当することとなったのであるが、その立場からここでは旧武庫郡所属市域内所在の近世文書を中心に、その現状と今後の課題について述べてみたい。

### 2. 市史編集時の古文書調査

1955年 (昭和30)、本市市政30周年を迎え

るに当たり、記念事業として翌56年度を初年 度とする市史編集事業が5ケ年計画でもって 開始された。実際に全8巻(本編3巻、資料 編4巻、別編1巻)が完結したのは11年後の 1967年 (昭和42) であった。この執筆に先立 ち市内古文書調査が行われたが、その中心に なったのは、八木哲浩、松岡孝彰両氏であっ た。調査結果は「西宮市史編集資料目録第1 集~第17集及び番外編3」(以下「資料目録」 という。)としてまとめられた。ただ、戦前 において「西宮町誌」あるいは「大社村誌」、 「瓦木村誌」等編纂の過程で調査収集された 資料目録も残されているが、記載史料の大部 は失われ、現在判明している古文書のほとん どはこの「資料目録」に依っているのである。 参考までに「資料目録」のうち関係部分を抄 録しておく。

#### 西宮市史編集資料目録抄() 内は各所蔵家の旧村、旧身分、職種

- 第1集 净橋寺文書、松岡孝彰氏文書 (旧生瀬村庄屋)
- 第2集 中島直行氏文書 (下大市村庄屋、安政年間以後大庄屋)
- 第3集 岡本俊二氏文書 (瓦林組大庄屋、上瓦林村庄屋兼帯)
- 第4集 中村敏雄氏文書 (下大市村庄屋・戸長)、株元治作氏文書 (樋口新田年寄・戸長)
- 第5集 鳥飼よね氏文書 (下瓦林村庄屋)、吉村繁松氏文書 (上瓦林村庄屋)、瓦林貞雄氏文章 (御 代村庄屋)
- 第6集 上大市部落有文書、高木部落有文書、吉村武一氏文書(荒木新田庄屋)
- 第7集 辰馬夘一郎氏文書 (西宮浜方庄屋、鳴尾村砂浜新田砂浜神社神主)、辰馬宇一氏文書 (酒 造家)
- 第8集 野田三郎兵衛氏文書 (越水村庄屋・戸長)、礒野与治右衛門氏文書 (越木岩新田戸長)、荒 木部落有文書
- 第11集 松山良一氏文書 (段上村庄屋)、中田半十郎氏文書、津門部落有文書
- 第12集 川合茂兵衛氏文書 (小曽根村庄屋)、樋口市右衛門氏文書 (小松村庄屋)、中田一三郎氏文書、辰馬半右衛門氏文書、西宮市鳴尾支所文書
- 第13集 西宮神社文書、吉井良尚氏文書(西宮神社宮司)
- 第15集 広瀬治兵衛氏文書、前田伊八氏文書、門戸部落有文書
- 第16集 神呪寺文書、中島保昌氏文書 (神呪村庄屋)、東光寺文書、田原勇氏文書、日下萬之助氏 文書

第17集 西宮市役所所蔵・架蔵文書、西宮市立図書館架蔵史料、関西学院大学図書館架蔵西宮・今 津関係酒造史料

草 稿 田富哲蔵氏文書 (西宮町庄屋)

#### 3. 古文書の現状

市史編纂時に収集された文書の一部は市史 資料編に採録されたが、そのほとんどは元の 所蔵家に返却され保管されてきた。また、今 日では「資料目録」記載以外に何軒かの個人 所蔵文書の所在も明らかとなっている。それ らの古文書は虫害や散逸等による亡失の危険 に晒されてきたのである。その間市としても 手をこまねいていたわけではなく、市史編集 事業の流れを引く担当部署が対応した訳では あるが、年月の経過による市史関係担当部署 の業務内容の変化その他様々な事情から、応 分の対応を取り得なかったのも事実である。

そのような中で、1985年(昭和60)西宮市 立郷土資料館が開館した。それに伴い1987年 (昭和62)、行政課資料係保管に係る文書の 内、明治22年以前の文書を郷土資料館に移管 収蔵した。本年の古文書担当配置は、それら の文書の整理とともに、市内古文書の収集・ 整備に従事するためであった。

そこでの最初の取り組みは市内文書の中で

も虫損、散逸の危険度の高い個人所蔵文書について、所蔵者に対し市への寄託あるいは寄贈を勧誘する文書を発送し、その意向を把握することであった。反応は以外に多く、中にはこの処置を待望されていた所蔵家もあり、早々の寄託申し出がみられたのであった。しかし、一方ではこの調査の結果所在不明文書も明らかとなったのである。また、寄贈、寄託文書の中でも「資料目録」にはあるが、原本が失われているものも少なくなかった。行政課内でこの業務を担当してきた前任者は10年以上も前にこの調査を計画したが果たせなかった。その時調査が実施されていれば亡失の事態を避けることが出来たのではないかと悔やまれる。

さて、4月以降第3四半期に至った今日までに、寄託または寄贈された古文書は次表の通りである。なお、前年度までの寄託文書としては、鳥飼よね氏文書及び上大市部落有文書がある。

No	文 書 名	旧所在地	点数	種別	備考
1	川合茂兵衛氏文書	小曽根村	2 2 6	寄託	
2	株元治作氏文書	樋口新田	482	寄託	
3	礒野与治右衛門氏文書	越木岩新田	1 1 6	寄託	
4	吉村武一氏文書	荒木新田	1 2 7	寄託	
5	田原勇氏文書	上ケ原新田	2 2 3	寄託	
6	瓦林貞雄氏文書	御代村	1 6 8	寄託	
7	吉村繁松氏文書	上瓦林村	2 3 6	寄託	
8	中村敏雄氏文書	下大市村	1 2 0 8	寄託	
9	日下萬之助氏文書		1 0	寄贈	上ケ原新田文書
10	中島直行氏文書	下大市村	2 6 3 5	寄託	
11	吉井裕氏文書	上瓦林村	3 8 3	寄託	「資料目録」外
12	荒木部落有文書	荒木新田	1 9 3	寄託	

表寄託・寄贈文書一覧

#### 4. 今後の課題

今回、古文書担当が置かれることとなったのは一歩前進であろう。目下寄託・寄贈の勧誘をしつつ、一方では収蔵文書の整理を続行中である。収蔵文書を研究者及び一般市民の利用に供するためには、文書のマイクロ化、新目録、検索カードの作成等の作業の外、PR活動も積極的に推進しなければならない。現在は文書整理で手一杯の状態である。いま一つの問題点は、文書収蔵中の郷土資料館は、本来文書館的機能をも合わせた複合施設として設置されたものではないという点である。

1987年 (昭和62) 12月 『公文書館法』が成 立し、この法律によって古文書を含む「公文 書等を歴史資料として保存し利用に供するこ との重要性」(第1条)が明確にされた。そ して、国及び地方公共団体に対し「歴史資料 として重要な公文書等の保存及び利用に関 し、適切な措置を講ずる責務」(第3条)を 課したのである。しかし、先進地方公共団体 では、既にこの法制定以前都道府県で16館、 市段階では5館の文書館あるいは類似施設が 設置されている。近隣では尼崎市は既に設置 し、伊丹市も建設段階に至っていると聞いて いる。この法律は直接文書館施設の設置を義 務づけてはいないが、法制定以後県立で3館、 私立では4館が開館し、他の県・市等におい ても設置機運が高まり、それに向けて準備中 のものも少なくない。

文書館は「歴史資料として重要な公文書等

の保存及び利用(公開)」のための施設である。 現在は過去からの連続であり、未来に向けて の出発点でもある。今日大量に生産されそし て廃棄されている公文書の中には、後世の指 針ともなるべき貴重な記録も存在するのであ る。一方、今日まで残されてきた貴重な歴史 的文書記録=古文書も、作成された時点では 一種の公文書とも言うべきものであり、その 共同体としての必要性の中で、保存継承され てきたのである。それらの文書の中には、我々 が現在と共に将来を考察する上で重要な役割 を荷担してきたものも少なくない。いわゆる 地方文書と称せられる民間の歴史資料は、当 時の役所的存在でもあった村役人宅等に保 存・継承されてきているのであるが、散逸、 消滅の危機は現在益々増大しているのであ る。この様な民間資料を収集整備し、それの 保存と公開の任は、公共的な自治体文書館こ そ担うべきであると考える。

同時に、今日破棄されていく多くの公文書の中から「歴史資料として重要な公文書」を自らの手で選択し、将来へ向けて保存と公開を行う義務が今の我々に課せられているのである。本市においても『公文書館法』施行後の今日、早急に文書館の設置を検討実施に移す時期にきていると考える。

(おおさき まさお) 西宮市教育文化センター課長)

#### 寄贈資料一覧

平成2年:羽衣橋付近写真・授業ノート(女学校)23点・大川式安全吸入器2点・シンロ 灰9点(南波松太郎)、ひょうたん秤(吉村

成幸)、千人針 (野木栄子) ご寄贈ありがとうございました。 (平成2年6月~12月、敬称略)

#### 目次 -

資料館ノート

「土曜てんじ室」について(西川卓志)…1 収蔵庫ノート

西宮市における古文書の現状と課題

(大崎正雄) … 2

寄贈資料一覧······4

表紙:マチカネワニ骨格図

西宮市立郷土資料館ニュース第8号 発行 1991年1月1日 西宮市立郷土資料館 〒662 西宮市川添町15番26号 0798-33-1298